

法人の県民税

■納める人

- 1 県内に事務所・事業所がある法人……均等割と法人税割
- 2 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……均等割のみ
- 3 県内に事務所・事業所がある法人格のない社団等（代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの）……均等割と法人税割

■納める額

● 均等割

法人などの区分	税 率	(左のうち森林環境税注)
資本金等の額(相互会社にあつては純資産額。以下同じ。)が50億円を超える法人	年額 856,000円	(56,000円)
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 577,800円	(37,800円)
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 139,100円	(9,100円)
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 53,500円	(3,500円)
上記以外の法人など	年額 21,400円	(1,400円)

(注) 均等割標準税率の7%相当額

「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「期末現在の資本金等の額」と「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」のいずれか大きい方の金額が法人県民税均等割の税率区分の基準となります。

● 法人税割

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度		平成26年10月1日以後に開始する事業年度		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率	超過税率	不均一課税適用法人の税率	超過税率	不均一課税適用法人の税率	超過税率
法人税割	5%	5.8%	3.2%	4%	1%	1.8%

※不均一課税適用法人の税率：資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であつて、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人に適用されます。

■申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告 前事業年度の 法人税割額 $\times \frac{6}{12(\text{前事業年度の月数})}$ + 均等割額 (2) 仮決算に基づく中間申告 法人税額 \times 税率 + 均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
確定申告	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については6月を超えない範囲)以内
修正申告	法人税について修正申告したとき又は更正を受けたとき (法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 既納付額	法人税額を納付すべき日
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの	均等割額	4月30日

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税します。